



申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度

2025 年

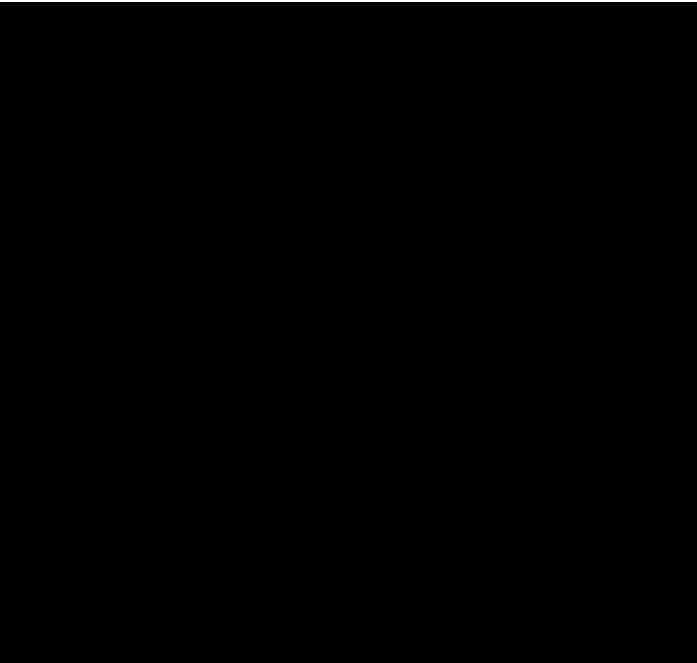
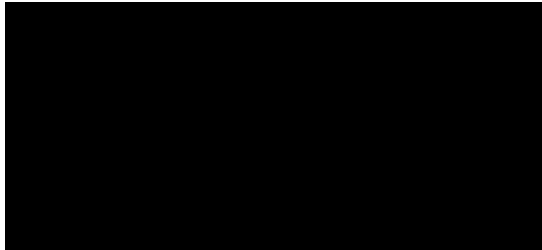
年度回数

1

回/次

回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

特定非営利活動法人わかやまエヌピーオーセンター

団体代表者 役職・氏名

理事長 志場久起

分類

法人番号

7170005001706

団体コード

申請団体の住所

和歌山市美園町五丁目6番12号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアムを構成する。
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

- 4.コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】 ※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須

申請時入力不要

任意

基本情報					
申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	和歌山県における青少年の「こころ豊かな育ち」支援事業			
	事業名（副）				
	団体名		コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1		①草の根活動支援事業			
事業の種類2		①-2地域ブロック			
事業の種類3		近畿ブロック（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）			
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
☐	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
☐	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
☐	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
☐	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
☐	⑨ その他
☐	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
☐	④ 働くことが困難な人への支援
☐	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
☐	⑥女性の経済的自立への支援
☐	⑨ その他
☐	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
☐	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
☐	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
☐	⑨ その他
☐	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
4.質の高い教育をみんなに	4.3 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	不登校状態もしくは学校になじみづらい児童・生徒が、地域の様々な「居場所」などの利用を通じて社会とのつながりを構築することが期待できる。その結果、希望する教育へのアクセスにつなげられる可能性が高まると考える。
8.働きがいも経済成長も	8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	ひきこもり状態もしくは無業状態にあるわかもの居場所等の運営を通じて、本人の自尊心の回復、就業意欲の向上などを図ることで、少しでも多くのわかものが自立したり、社会との接点を求めたりといった、社会への参画機会の向上を進めることができる。
2.飢餓をゼロに	2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	こども食堂や地域食堂などを通じた経済的困窮状態にある世帯への支援、保護者等へのアプローチによる世帯の安定に向けた支援をおこなうことで、子どもたちへの好影響が期待できる。

1. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	192/200字
和歌山県内の「NPO中間支援組織」として、NPOのネットワークづくりやNPOに携わる人材育成などNPOを全般的にサポートするとともに、産・官・民のネットワーク形成の支援をおこない、豊かな市民社会の創造を図る。 またミッション（社会的使命）を実現するために、新しい社会貢献事業を自らおこし事業を継続・発展させていく「起業型NPO」の創出をおこない、市民が主体となった地域づくりを進める。	
(2)団体の概要・活動・業務	193/200字
1998年に設立された和歌山県内のNPO・ボランティア実践者の学習会を母体に2001年7月設立、2002年4月に法人化。以降、和歌山県唯一の県域を活動エリアとするNPO中間支援組織として活動。 2006年から和歌山県NPOサポートセンターの指定管理者としてNPO法人の設立・運営支援を実施。ほかに自主事業として県内NPOに関する調査や、地域課題の調査、災害被災地支援などを実施している。	

II.事業概要					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2025/12/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	和歌山県内	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	和歌山県内で不登校やひきこもりなどのため社会との接点が薄い青少年生活困窮状態もしくは生活的困窮状態を経験したことがある青少年					(人数)	のべ約13,000人	
最終受益者	直接的対象グループの家族や関係する地域社会					(人数)	約20,000人	
事業概要	和歌山県内で青少年（就学前から20代程度までを想定）の社会性や学習習慣の習得を中心とした健全育成に資する取り組みを支援する。 青少年の育成には保護者をはじめとする周囲の人間関係も強く関係すると推察されるため、青少年を直接対象とする事業だけではなく、保護者等の支援を通して青少年の健全育成に間接的につなげる事業など、支援形態は直接・間接を問わず対象とする。 和歌山県内ではインフォーマルサービスに取り組む個々のNPO等の組織規模はそれほど大きくなく、都市部に比べてサービスや運営資源の質・量の格差が大きいいため、事業実施に際しては実行団体同士の意見交換や連携を進めることで、活動を面的に広げる試みも進め、和歌山県内における公益的な活動そのものの活性化も図る。 また、和歌山県内では深刻な人口減少の状況下にあるため、事業の継続に際しては人材や運営資源の確保が重要な課題となることが想定される。そこで、助成期間を通して助成先団体等と行政や企業など既存セクターとのつながりを強化し、産官学民の連携による事業運営ができる仕組みづくり（例：ガバメントクラウドファンディング等の官民連携による資金調達、企業のプロボノ導入など）を進め、和歌山県内における持続可能なインフォーマルサービスの構築を目指す。							

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	953/1000字
和歌山県内においては、小中高校での不登校児童・生徒の在籍割合が全国的にみても高くなっている。学校になじめない子どもを対象に「適用教室」などを開設している教育委員会も多いが、和歌山県内にはフリースクール等のような民間主導の「青少年の居場所」が少なく、学校に行くのが困難な子どもにとっては学びや交流の機会の選択肢が限られており、支援の体制が脆弱であると考えられる。 ひきこもり者支援団体などへのヒアリングより、地方特有の「周囲の目が気になる」ことから、支援が必要な人が地域の様々なリソースにつながるのが遅れるケースが少なくないほか、人口希薄地域を中心に長距離通学のため学校と家庭以外に居場所がない子どもが少なからずいること、不登校が続くことでひきこもりなどにつながる事例も多数確認されており、小中高校生のタイミングでなんらかの対策が求められる。 また子どもへの体験活動を提供する団体によると、未だに農政部を中心に「母親が子どもの面倒を見るべきだ」のような古い価値観や、学童保育などの既存施策に対して否定的な見解を持つ高齢者層も少なくなく、支援が必要な子どもや保護者がしっかりと支援施策にたどり着くことがこれまで以上に必要な状態である。 和歌山県が行った子どもの生活実態調査によると、経済的に厳しい世帯ほど子どもの生活習慣や学習習慣に課題が多いだけではなく、子どもの自己肯定感情や自尊心が低い傾向がみられる一方、小学生・中学生がいる世帯の共働き率も相当高いことから、子どもと接する機会が多い保護者への支援を通じて子どもに良い影響を及ぼすことができる可能性も示唆される。 和歌山県内では深刻な人口減少に見舞われている反面、いわゆるニート状態にある若者の割合が全国的にみても高いため、少しでも社会に関わることができる若者を増やすことで、地域社会における人手不足感を少しでも和らげる可能性があると考える。 和歌山県内でも、不登校やひきこもり状態から社会復帰に向けた一歩を踏み出そうとする人を応援する事業が実施されているが、その多くは行政の委託もしくは補助金が大きな原資になっており、行政施策如何で事業縮小が余儀なくされる状況にある。本事業を活用し、行政資金の多寡に左右されない事業運営の仕組みづくりを志向する。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	200/200字
和歌山県はこども食堂・地域食堂の設立等の初期費用に充当できる補助金制度を実施しているほか、「こども食堂応援ネットワーク」を組織し、こども食堂・地域食堂と支援者のネットワークづくりを始めている。不登校やその予備軍となりうる児童・生徒向けに適応教室などを設置しているが、すべての市町村ではないうえ箇所数が少なく利用が困難なケースもある。ひきこもり者支援は若者サポートステーション事業等があるが数は少ない。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	200/200字
指定管理者として運営している和歌山県NPOサポートセンターにおいて各団体の運営支援を実施しているほか、複数のひきこもり者支援団体とは随時ヒアリングなど意見交換をおこなっている。このうち1団体とは不登校実態調査事業の調査設計・集計・報告書作成などの支援を実施。また「和歌山県こども食堂応援ネットワーク」と連携し、こども食堂・地域食堂等新たなコミュニティづくりに取り組む団体向けの支援にも取り組んでいる。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	183/200字
最終的には持続可能な事業運営を目指すが、その仕組みづくりの段階では一定の資金ニーズがある。さらに行政の補助金や民間の助成金は単年度事業であることがほとんどであり、なかでも本テーマは単年度では成果が出づらいと考えられる。じっくり時間をかけて事業を構築し一定の成果を生み出し、他セクターとの関係性を構築するには3か年にわたって資金が供給される本事業が適していると考える。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム

5年後には実行団体が行う事業がなんらかの財源を自ら調達し、継続して実施できるようになっている。また実行団体が5年間の事業の成果をもとに新たなインフォーマルサービスの構築に着手し、非営利活動の起業体制が軌道に乗っている。

今回の実行団体の活動の影響で、他にも同様の活動に取り組もうとする団体が増加しており、顕著な人口減少社会に陥っている和歌山県内において住民が主体となった地域課題解決に向けた事業が能動的に進められている。

経済団体・金融機関や土業などと連携したプロボノによるNPO支援等の仕組み、寄附付き商品の展開や遺贈寄附等の地域内の資金循環の仕組みの構築が開始されている。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体が実施する様々な活動に多くの県民が利用できる「居場所（有形無形問わず）」が機能している		実行団体が実施する事業に参加している人数	実施前				のべ5,000人
実行団体が実施する様々な活動により、支援対象者の自己肯定感が高まっている		自己肯定感が上がったと感じる子ども・保護者の割合	実施前				70%以上
実行団体が実施する様々な活動により、地域に居場所があると感じる県民が増加している		不登校やひきこもり状態にある対象者の意識の変化	実施前				不登校・ひきこもり状態者の70%以上が居場所の存在を感じている

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
資金分配団体だけではなく、プロボノなどの外部支援者の導入による、団体の運営支援体制の構築支援がおこなわれている		プロボノ参加者数	実施前				のべ15名参加
幅広い産官学民の連携を得て取り組みが進められている		本事業を通じて各実行団体が連携する産官学民の機関数	実施前				のべ25機関
事業が広く県民に周知され、地域で青少年育成に向けた意識づくりが実現している		各種報道機関や広報誌などでの取り上げ機会					30回以上

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
不登校やひきこもりなど、社会との接点が少ない青少年を対象とした、持続可能なこども食堂・地域食堂等の運営、地域内のネットワークづくりなどの展開を通して、地域社会との接点を構築する取り組みを実施する。	2026年1月～2028年12月	98/200字
保護者が自身の悩みを打ち明けたり、様々な学びの機会を提供できたりする機会を提供し、保護者の自己肯定感を高めることによる子どもへの間接的な支援を実施する。	2026年1月～2028年12月	76/200字
ひきこもりや学校や社会になじめない青年が集える場所・機会を定期的に提供し、社会との接点を提供する。	2026年1月～2028年12月	49/200字
発達に課題があるなどなんらかの事情があり、学校や地域社会になじむことが困難な青少年が集える場を提供し、他者とふれあう機会を通じた自己肯定感の向上を図る。	2026年1月～2028年12月	76/200字
拠点を設け、生活困窮状態にある青少年に対する食糧支援・学習支援などを通じた生活の支援を実施する。	2026年1月～2028年12月	48/200字
和歌山県内外の社会人を対象としたプロボノ公募に向けた仕組みを構築する。	2026年1月～2026年12月	35/200字
上記で構築したプロボノ公募の仕組みを活用し、実行団体の活動を支援するプロボノを募集・派遣する。	2027年1月～2028年12月	47/200字
産官民の対話のテーブルを通じた、異業種連携のきっかけづくりを展開する。	2026年1月～2028年12月	35/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
事業が実施される地域の社会福祉協議会や自治体の担当課等との連携による「支援を必要とする子ども・保護者」の掘り起こしを実施し、より多くの支援対象者に事業を届けられるよう取り組みを進める	2026年1月～2028年12月	91/200字
実行団体が解決すべき地域課題の整理等を支援し、本事業の拡充につなげるだけでなく、今後の新たな事業の仕組みづくりにつなげる	2026年1月～2028年12月	60/200字
各実行団体が、定款や法令等に定められた運営ができるよう、適宜ヒアリングと助言をおこなうとともに、必要に応じて専門家へのコーディネートを実施する（コンプライアンス遵守等の支援）	2026年1月～2028年12月	87/200字
地域住民のみなさんに事業について幅広く知っていただくためのプレスリリースや各種広報の支援を実施する	2026年1月～2028年12月	49/200字
和歌山県内外の社会人を対象としたプロボノ公募と、経済団体などの協力を得たプロボノの機運醸成を進め、地域活動の人材不足感の緩和につなげる	2027年1月～2028年12月	67/200字
産官学民の各機関と各事業への参画のコーディネートを実施し、プロボノ・資金・ノウハウの供給を図ることで、人口減少下における公益的活動の活性化の方策を検討する	2027年1月～2028年12月	77/200字
直接対象者となる青少年等の「出口戦略」の構築をおこなう	2027年1月～2028年12月	27/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	募集はこれまで和歌山県内で実施した休眠預金事業学習会参加者やわかやまNPOセンターの通常事業でつかんでいるニーズを活用する。事業開始後は当法人が地元紙に連載しているNPO紙面での紹介、紙面のインターネットでの紹介により、不特定多数に広報を実施する。コミュニティFMやミニコミ紙での取り上げによる事業参加呼びかけ、経営団体の広報紙などのPRツールを活用した産業界へのプロボノ人材の発掘などを実施する。	199/200字
連携・対話戦略	指定管理者として長年運営を受託している「和歌山県NPOサポートセンター」運営事業で有している県内のNPO・ボランティア団体との関係をフル活用する。また、わかやまNPOセンターが有する経済団体、行政機関とのネットワークを生かした連携を促し、例えば「共通するSDGsゴール」、「共通して感じている地域課題」などといった形で、産官学民の対話のテーブルの機会提供を試行する。	183/200字

VI.出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

資金分配団体	わかやまNPOセンターは認定NPO法人であることから、寄附金税制を活用する形で、県民等からの寄附を原資に県内の公益的な活動を展開するNPO・ボランティア団体に資金を供給する「わかやまSDGsパートナーシップ基金」を運営している。今回の休眠預金等活用事業の実績を呼び水にし、各実行団体の事業成果を元に、新たなテーマによる寄附等の受け付け、遺贈寄附の受け入れができるような体制づくりのほか、経済団体などとも連携しながら現在はまだ少ない企業等からも資金を多く獲得できる基金に育てていきたい。 また、必要に応じて企業の冠基金などの設置、成果によっては行政と連携したガバメントクラウドファンディングの提案などを含め、民間の公益的活動に幅広く資金が供給できる仕組みづくりを目指す。 さらにインフォーマルサービスの担い手を増加させ、フォーマルサービスを含めた地域課題解決に向けた方策の選択肢を増やしていきたい。	398/400字
実行団体	地域には欠かせない取り組みではあるものの、先進的過ぎると感じられたり実績が少なかったりすることで行政施策として認められづらい活動は少ない。また、行政機関に提案はするものの、財政難を理由に行政施策には取り入れられないという回答を得たというケースも確認している。こうした活動のスタートアップとして休眠預金等活用事業を活用し、3年間かけて事業を軌道に乗せ一定の実績を生み出すことで、産官学民の連携が求められるような事業、公的資金を投入するに値すると評価される事業に育て上げることを目標とする。 また、採択された実行団体同士のネットワーキングを進め、団体の長所を持ち合い、緩やかな連携ができるように進め、また企業プロボノの受け入れを進めることで、現役世代人口の減少が続く和歌山県において、各団体の人材不足感を和らげ、持続可能なインフォーマルサービスが展開できる体制づくりを図る。	387/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	622/800字
2020年の新型コロナ禍に、少しでも活動を継続しようとしているNPO・ボランティア団体を支援することを目的に「コロナに負けるな！基金」を設立し、約81万円の寄附を得て、助成先を公募したところ30団体の応募があり、16団体に助成を実施。 2021年以降、「わかやまNPOパートナーシップ基金」と名称を変更し、2021年・22年度はSDGsゴール3「福祉活動に取り組む団体」に対する助成金事業への寄附を募集。21年度は約29万円、22年度は約22万円の寄附を集め、わかやまNPOセンターからの拠出金を合わせて各年度10団体に助成。 2023年度は6月に発生した集中豪雨被災地支援に対応する「わかやまNPOパートナーシップ基金緊急助成」と、SDGsゴール14・15「環境活動」を行う団体に対する助成金への寄附として合計約23万円を集め、合計8団体に助成。 2024年度は「こども食堂」「地域食堂」など「地域の居場所」運営などに取り組む団体を応援する取り組みを応援するために約36万円を集め、13団体に助成を実施した。 これとは別に、花王グループ社員有志による「花王ハートポケット倶楽部助成事業（和歌山地区「いきいきファンド」）」の現地事務局を担当し、2024年度まで17年にわたり、毎年総額50万円を和歌山県内のNPO・ボランティア7～8団体に助成するプログラムの広報・募集・審査・事業報告の収集などの実務を担当している。2025年度も実施する予定。	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	665/800字
今後の和歌山のあり方を検討する材料として、国勢調査や国立社会保障・人口問題研究所の推計データ、行政機関の計画等をもとに和歌山県内の状況や課題等をまとめて、和歌山都市圏の地方紙「わかやま新報」隔週金曜連載NPO紙面「わかつく」紙面とそのPDF版にて公開している。また、和歌山県子供の生活実態調査をはじめ、地域課題につながる各種調査については随時分析し、「わかつく」紙面とそのPDF版のウェブサイトへの掲載を通じて、和歌山都市圏のみなさんを中心に広く情報発信をおこなっている。 また「和歌山県子ども食堂応援ネットワーク」などと協力し、こども食堂・地域食堂等新たなコミュニティづくりに取り組もうとする方を対象とした立ち上げ講座を共同運営し、動画配信なども実施している。 また、2006年度以降、和歌山県から指定管理者として管理を受託している「和歌山県NPOサポートセンター」には、県内のNPO法人に関する情報が集約されるため、県内のNPOの動向については随時把握しており、NPO・ボランティア団体や県民のみなさんからの相談対応に常に応じているほか、県民のみなさん等からのNPOに支援したいという申し出に対して、希望を聞きながら支援先のマッチングを行うなどしている。 さらに2023年度から、今回のテーマに合致しそうな活動をおこなっているNPOやネットワーク組織（分野としては女性支援、青少年の就労支援、ひきこもり・不登校児者支援など）へのヒアリングをおこなっており、資金分配団体としてどのような事業が求められるか検討を進めている。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5団体	153/200字
(2)実行団体のイメージ	和歌山県内で従来の枠にとらわれない柔軟な発想で、子ども・子育て支援、子どもを持つ母親支援、青少年支援などに取り組むNPO等を想定。実行団体は非営利団体に限らず、公益的な活動をおこなう一般事業者にも門戸を広げる。なお、産官民の連携をおこなうことを前提とし、本事業で目指す様々なセクターの事業参加の下地とする。	
(3)1実行団体当り助成金額	1500万円～1800万円を目安とする。支援プログラムの構築に向けた初期投資が必要となる事例も想定されることから、助成については3年間均等には限定せず、前半に厚く助成するケースも想定する。	94/200字
(4)案件発掘の工夫	和歌山県内では休眠預金等活用事業の資金分配団体がこれまでなかったこと、実行団体もごく少数だったことを受け、2024年3月以降、和歌山県内で休眠預金等活用事業に興味・関心のある団体を対象とした学習会をJANPIAのご協力を得て開催しており、制度への理解を深めていただいているところである。今後もこの学習会を開催し、休眠預金等活用事業の活用に対する機運を高めていく計画。	183/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	事業の統括は理事長が担うが、本事業に専従するPOは指定管理施設でNPO支援業務に長年携わっている職員を1名配置転換し常勤とする（施設は他にも職員がおり、補充も行うため支障はない）。県内NPOの事例を多数把握していることから実行団体同士の連携が期待できるほか、本業務を経験することで、さらにNPO支援の質が上がると考える。理事長は理事会とも連携し、他団体との連携可能性についても調査・提案を実施する。ことから、必要に応じて他団体の活動事例などの情報提供を実施する。本事業の会計は法人の会計担当者が担うほか、会計事務所と契約し実行団体から出される会計・税務・労務に関する悩みにも対応できる体制を構築する。						300/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
	2	名	新規採用人数 (予定も含む)	0	名		
			既存PO人数	2	名	1名は、NPO支援業務経験が豊富な職員を配置転換して専従とする。 1名は、理事長が全体業務の概ね2割程度を本事業に従事する想定。	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	当法人の資金の出入りは、すべて理事長・事務局長の二者が承認したうえで実施するなどのダブルチェック体制を常に行っているほか、全職員・正副理事長ミーティングを毎月2回実施し、意見交換等をおこなっている。コンプライアンスについて役職員への周知を図るほか、本事業において全体を統括する理事長においては、実行団体に対してもコンプライアンス体制の構築について働きかける。						180/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし						

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠	
事業期間		2025/12/01 ~ 2029/03/31		
資金分配団体	事業名	和歌山県における青少年の「こころ豊かな育ち」支援事業		
	団体名	特定非営利活動法人わかやまエヌピーオーセンター		

	助成金
事業費	84,038,800
実行団体への助成	80,000,000
管理的経費	4,038,800
プログラムオフィサー関連経費	17,118,000
評価関連経費	4,901,000
資金分配団体用	2,731,000
実行団体用	2,170,000
合計	106,057,800

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	625,280	31,357,840	31,027,840	21,027,840	84,038,800
実行団体への助成	0	30,000,000	30,000,000	20,000,000	80,000,000
－					
管理的経費	625,280	1,357,840	1,027,840	1,027,840	4,038,800

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	1,311,200	5,505,600	5,175,600	5,125,600	17,118,000
プログラム・オフィサー人件費等	1,080,000	3,740,000	3,740,000	3,740,000	12,300,000
その他経費	231,200	1,765,600	1,435,600	1,385,600	4,818,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	110,000	1,286,000	1,286,000	2,219,000	4,901,000
資金分配団体用	40,000	586,000	586,000	1,519,000	2,731,000
実行団体用	70,000	700,000	700,000	700,000	2,170,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	2,046,480	38,149,440	37,489,440	28,372,440	106,057,800

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	2,000,000	97.7%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、使途等）
2025年度	500,000	内部調達	A:確定済	主に管理費に充当
2026年度	500,000	内部調達	B:内諾済	主に管理費に充当
2027年度	500,000	内部調達	B:内諾済	主に管理費に充当
2028年度	500,000	内部調達	B:内諾済	主に管理費に充当

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別		認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			わかやまエヌピーオーセンター	
郵便番号			6408331	
都道府県			和歌山県	
市区町村			和歌山市	
番地等			美園町五丁目6番12号	
電話番号			073-424-2223	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://wnc.jp/	
		その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/wnpoc/	
			https://twitter.com/wnc_staff	
			https://www.youtube.com/channel/UCjdAECPGO3h-6Me1mcRigaw	
設立年月日			2001/07/08	
法人格取得年月日			2002/04/08	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	シバ ヒサキ
	氏名	志場 久起
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	14
理事・取締役数 [人]	12
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	7
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	0
事務局体制の備考	理事長が常勤のため、上記常勤職員に算入している。

(5)会員

団体会員数 [団体数]	45
団体正会員 [団体数]	19
団体その他会員 [団体数]	26
個人会員・ボランティア数	97
ボランティア人数(前年度実績) [人]	5
個人正会員 [人]	44
個人その他会員 [人]	48

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	公益財団法人非営利組織評価センター ベーシックガバナンスチェック（2024年度）

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	20件
申請前年度の助成総額 [円]	890,000円
助成した事業の実績内容	・花王ハートポケット倶楽部助成事業（7団体・50万円） ・わかやまSDGsパートナーシップ基金助成事業（13団体・39万円）

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	近畿労働金庫NPOパートナーシップ制度として、地域の居場所について考えるシンポジウムを開催。日本NPOセンター・損保ジャパン「SAVEJAPANプロジェクト」では県内の希少生物種保全につながる活動を環境NPOと共催して実施。

(12)) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	和歌山県における青少年の「こころ豊かな育ち」支援事業
団体名:	認定NPO法人わかやまNPOセンター
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

- 〈注意事項〉
- ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
 - ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 - ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 - ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第24条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第25条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第24条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第25条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第23条	
(6)決議(過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第28条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第30条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第29条	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第14条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第9条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第33条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第34条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第33条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第34条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第32条	
(6)決議 (過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第36条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第38条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第37条	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	決裁規程	第4条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第15条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第3条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第4条	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメントの防止に関する規程	第4条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規定	第6条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第8条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	ヘルプライン内部通報規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	ヘルプライン内部通報規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第5条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規定	第2条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規定	第5条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第5条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第8条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	危機管理マニュアル	【4】
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	危機管理マニュアル	【2】
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	危機管理マニュアル	【3】
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	危機管理マニュアル	フローチャート
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	定款	第43条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第2条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第5条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第8条・第9条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	定款	第45条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第11条